第十二条第一項	市町村長が行う	区長（総合区長を含む。以下同じ。）が行う
	市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）	区長
	市町村長」	区長」
	第二条第三項中	第二条第一項第四号中「備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長」とあるのは「作成した区長（総合区長を含む。）」と、同条第三項中
	市町村長が適当	区長が適当
	市町村長が」	区長が」
［略］	［略］	［略］
第十六条第二項	住所地市町村長は	交付申請者が記録されている住民基本台帳を作成した区長（以下「住所地区長」という。）は
第十六条第三項	住所地市町村長が	住所地市長が
	住所地市町村長は	住所地区長は
	住所地市町村長が	住所地市長が
［略］	［略］	［略］
附則第二条第二項	法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市長及び同項の規定により法第十六条の政令で定める措置をとるものとされた住所地区長

第十二条第一項	市町村長が	区長（総合区長を含む。以下同じ。）が
	市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）	区長
	市町村長」	区長」
	第三条第三項中	第三条第一項第四号中「備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長」とあるのは「作成した区長（総合区長を含む。）」と、同条第三項中
［同上］	［同上］	［同上］
第十六条第二項及び第三項	住所地市町村長は	住所地区長は
	住所地市町村長が	住所地市長が
［同上］	［同上］	［同上］
附則第二条第二項	法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により個人番号カードを経由して住所地区長を交付する住所地市長並びに同項の規定により通知カードの返納及び法第十六条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとるものとされた住所地区長